



社保通信をお届けします。P1..... 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

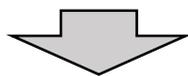
検討委員会からのお知らせ

・医療情報取得加算について以下の通り12月から変更となりますのでご注意ください。

医療情報取得加算

令和6年6月～11月

初診時	医療情報取得加算1(現行の保険証の場合)	3点
	医療情報取得加算2(マイナ保険証の場合)	1点
再診時(3月に1回に限り算定)		
	医療情報取得加算3(現行の保険証の場合)	2点
	医療情報取得加算4(マイナ保険証の場合)	1点



令和6年12月～「マイナ保険証」利用の有無に係らず

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時(3月に1回に限り算定)		
	医療情報取得加算	1点

・F局の算定間隔は原則3月に1回です。特にF局(根C 80点)での連月算定が散見されます。口管強加算算定患者に対するF局(Ce 100点)のみ毎月算定可です。(保険請求の手引P168参照)また、F局算定時、病名漏れが散見されますのでご注意ください。なお、管理料のCe管(30点)、根C管(30点)は毎月算定可です。管理料に対する口管強加算は48点です。

社保委員会のひとこと

口管強加算のあるCe管(30点)、根C管(30点)を算定している場合、F局を算定していない月であっても、歯清が毎月算定可となります。

ただし、根C管の場合「口腔内乾燥あり」等の摘要欄記載の必要があります。

・P重防での毎月算定は原則不可です。ただし、SPT+口管強加算を算定している患者で症状改善によりP重防へ移行した場合P重防は毎月算定可です。【摘要欄】SPTからP重防へ移行した年月
なお、P重防には口管強加算はありません。

・同一初診内での義管の算定について
改定前の5月までに義管を算定している場合、今まで通り1年経過するまでは再度の義管算定は不可ですが、改定後の6月以降に義管算定をした場合は6ヶ月経過すれば再度の義管算定ができます。

社保委員会のひとこと

再度の義管算定の間隔は、実日数ではなく中5レセプトで算定してください。